

令和3年6月18日

各 施 設 長 様

大阪市こども青少年局保育施策部
保 育 企 画 課 長
給 付 認 定 担 当 課 長
指 導 担 当 課 長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後の保育施設等における対応について（通知）

各保育施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応等にご多大ご苦勞をいただいているところであり、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年5月28日付け「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（令和3年4月23日発出）期間再延長への対応について」（別紙1）に基づき、各施設においてご対応いただいていることと存じますが、昨日、国において、大阪府については令和3年6月20日をもって緊急事態措置を解除し、令和3年6月21日から7月11日までは「まん延防止等重点措置」を実施することとされました。

国の方針を受け、本日開催された「第53回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」において、大阪府の基準による警戒レベルについては、レッドステージ（非常事態）が継続することとなり、まん延防止等重点措置期間中は、引き続き、不要不急の外出は自粛すること、不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えることなどの要請がありました。（別紙2）

これを受けた本市の対応は次のとおりですので、各保育施設等については、引き続き、適切な感染防止策をとっていただいたうえで、各施設でご対応いただきますようお願いいたします。

記

○ 保育の提供について

大阪市としては、令和3年6月20日（日）まで、保護者が仕事を休まれるなどで家庭での保育が可能な方については、家庭での保育の協力を依頼していましたが、令和3年6月21日（月）以降については、通常保育の取扱いといたします。（別紙3）

○ 保育施設等における保育料の軽減及び育児休業期限の取扱いについて

4月23日付け「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（令和3年4月23日発出）への対応について」の「家庭保育協力期間における保育料の軽減の取扱い」については、令和3年6月20日（日）までといたします。

また、令和3年4月1日から令和3年6月1日付け入所決定している育児休業者の復職期限の延長の取扱いについては、令和3年7月31日（土）までといたします。なお、復職証明書については、令和3年8月31日（火）までに提出するよう保護者に周知をお願いいたします。

- 保育施設等における保育料の軽減及び育児休業期限等の取扱いの詳細については、別途、給付認定グループより送付する予定です。
- 大阪府対策本部会議資料(別紙2)に基づき、各施設における感染拡大防止に努めるとともに、保護者の皆様へ、改めて感染拡大防止の取組みを呼びかけていただきますよう、お願いいたします。

【感染拡大防止のお願い】

- ・ ご家庭においても手洗いなどの感染予防対策をお願いいたします。
- ・ 児童の健康状態を日頃から把握いただき、登園前には必ず児童及び保護者の体温を測定し、発熱や風邪症状、体調不良があるなど、普段と様子が違う場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで登園を控えてください。
- ・ 保育中も健康観察を行いますが、発熱や風邪症状が見受けられた場合には速やかにお迎えをお願いする場合があります。

- 保育施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する留意点については、別途、6月中に指導・監査グループより送付する予定です。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたします。

【問合せ先】

大阪市こども青少年局保育企画課

<運営に関すること>

企画調整G 06-6208-8031

<保育料に関すること>

給付認定G 06-6208-8106

<育児休業に関すること>

給付認定G 06-6208-8037

<保育・保健衛生に関すること>

指導監査G 06-6361-0754